

## 歯科衛生士コーナー

### 認定歯科衛生士の更新について

日本歯周病学会歯科衛生士関連委員会委員  
日本歯周病学会 認定専門医・評議員  
長谷川 嘉昭

#### はじめに

#### 認定歯科衛生士の更新状況

特定非営利活動法人日本歯周病学会の認定歯科衛生士制度が、2005年4月に発足以来、2011年2月18日現在、認定歯科衛生士数は856名になりました。

また、5年毎の更新についても過去3回実施し、更新された認定歯科衛生士数も188名となり、本制度が着実に歯科衛生士の方々に浸透してきていると思われま

す。但し、認定歯科衛生士の更新に関しては、その取得申請する点数に、まだまだ誤解があるようです。第3回目の更新申請者の審査においても約8.5%の方々が、再提出等の更新不可との残念な結果となりました。

そこで今回の“歯科衛生士コーナー”では、この更新時に必要な点数の解釈について説明させていただきます。

#### 更新の基本は、学術大会の参加です！

日本歯周病学会 歯科衛生士関連委員会より、昨年“認定歯科衛生士のすすめ”と題してパンフレットを作成致しました。その中の附表(2)に、更新時に必要な単位表を記載しておりますのでご参照しながら、現在の記録簿と照らし合わせてみてください。

5年間の間に50単位が、更新時に必要な単位となります。日本歯周病学会学術大会は、春季と秋季の年2



「認定歯科衛生士のすすめ」

回開催されますので、5年間で合計10回。最低でも日本歯周病学会学術大会に3回の参加で更新申請が出来ます。

—なぜ3回の参加で更新が可能になるのでしょうか?—

それは、更新をされる認定歯科衛生士の皆様に、少しでも有益になるよう同時開催される歯科衛生士教育講演を受講することで、更に10単位を取得できるように配慮されているからなのです。

連絡先：長谷川嘉昭

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-12-11 Grande 人形町3F

医療法人社団 聡歯会 長谷川歯科医院 理事長

Yoshiaki Hasegawa

E-mail: h-periodent@za2.so-net.ne.jp

日本歯周病学会学術大会参加で10単位、さらに歯科衛生士教育講演受講で10単位、合計20単位を取得できるのです。3回の学術大会の参加で、最高60単位の取得が可能になるのです。ですから、認定歯科衛生士の方々には、奮って学術大会に参加するようお勧め致します。

#### —間違えやすい学術大会の参加について—

更新申請時の添付書類を拝見しますと、日本臨床歯周病学会の学術大会の参加を、学術大会の10単位で申請しておりますが、これは認められておりませんのでご注意ください。更に、昨年のクインテッセンス主催の第6回日本国際歯科大会も、国際学会の5単位にはなりません。国際学会とはIADRやFDI、IAP、ICPR、APSPまたはAAPなど、海外で定期的に行われているものです。しかし、そのなかで日本が会場となった場合に参加された際には申請しても良いと思います。

皆様が参加された学術大会や分科会さらには研修会に至るまで、附表(2)と十分に照らし合わせてご確認ください。

#### —間違えやすい業績発表について—

附表(2)業績発表(2)上記学会誌及びその他の学術雑誌への投稿論文筆頭者の10単位についての間違いも多いようです。

学術雑誌とは、編集委員会などでの査読(投稿論文に対して掲載に値する内容かどうかを複数の担当者が読み問題点や修正点を指摘、編集委員会などの合議

で掲載を決定する手順)があることが前提です。いわゆる「デンタルハイジーン」や「歯科衛生士」等の商業雑誌の掲載記事は、この取得単位には認められておりません。これらの執筆記事には症例報告などもありますが、講習会参加のレポートや感想文なども論文として申請されている場合もあり、一つ一つの内容を検討することは困難です。この点について十分ご注意ください。

尚、ご不明な点がございましたら、口腔保健協会に直接お問い合わせください。

#### 更新の継続は、モチベーションの維持

認定歯科衛生士を取得されている大半の方は、一般開業医にご勤務なさっている方々だと承知しております。週末に遠方で開催される日本歯周病学会学術大会への参加は、容易でならない事もあるでしょうが、この資格の主旨が、日本歯周病学会から見た歯周治療に関与する望ましい歯科衛生士像としての認定制度であることを考え見ると、少なくとも年一回の学会参加は、むしろ当然な事かもしれませんね。

新しい情報を得ることや学会での発表は、ご自身のモチベーションを維持するうえでとても大切なことだと思います。

認定歯科衛生士の皆様には、奮ってご参加いただき、ご自身の臨床成果を発表して頂きたいと考えています。

資格を取得すること自体が目的ではなく、認定歯科衛生士としてのプロ意識を向上させる手段としての資格取得であり、適切な歯周治療への啓蒙が目的であることを再認識して頂ければ幸いです。